

法 律

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御歴

昭和四十四年七月十五日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

法律第六十一号

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

(障害年金及び障害一時金の額)

第八条 軍人軍属であつた者に支給する障害年金の額は、次の表のとおりとする。

不具廃疾の程度	年	金 額
特別項症	第一項症の年金額に三〇五、二〇〇円以内の額を加えた額	
第一項症		四三六、〇〇〇円
第二項症		三五三、〇〇〇円
第三項症		二八三、〇〇〇円
第四項症		二二四、〇〇〇円
第五項症		一六六、〇〇〇円
第六項症		一一六、〇〇〇円
第一款症		一一八、〇〇〇円
第二款症		一〇九、〇〇〇円
第三款症		八三、〇〇〇円

2 前項の場合において、特別項症から第六項症まで又は第一款症に係る障害年金の支給を受ける者に配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父、母、孫、祖父又は祖母(以下この条において「扶養親族」という。)があるときは、配偶者にあつては、一万二千円を、配偶者以外の扶養親族にあつては、扶養親族が一人のときは七千二百円、扶養親族が二人以上のときは七千二百円にその扶養親族のうち一人を除いた扶養親族一人につき四千八百円を加算した額を同項の年金額に加給する。ただし、その扶養親族が障害年金を受

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)
 第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項に次の一号を加える。

七 旧防空法(昭和十二年法律第四十七号)

第六条ノ二第一項(旧関東防空令(昭和十二年勅令第七百二十八号)及び旧南洋群島防空令(昭和十九年勅令第六十六号)においてよる場合を含む。)の指定を受けた者(第一項第三号に掲げる者を除く。)

第四条第四項第二号中「若しくは第三号」を「第三号若しくは第七号」に改める。

第八条を次のように改める。

ける権利を有するとき、又は妻以外の扶養親族が次の各号に掲げる条件に該当しないときは、この限りでない。

- 一 夫については、不具廃疾であつて、生活資料を得ることができないこと。
- 二 子及び孫については、障害年金の支給を受ける者がその権利を取得した当時(その権利を取得した後その者の子として出生した者については、その出生の当時)から引き続きその者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともし、かつ、十八歳未満であつて配偶者がないか、又は不具廃疾であつて生活資料を得ることができないこと。
- 三 父、母、祖父及び祖母については、障害年金の支給を受ける者がその権利を取得した当時から引き続きその者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともし、かつ、六十歳以上であるか、又は不具廃疾であつて生活資料を得ることができないこと。

3 前項の場合において、一の障害年金の加給の原因となる扶養親族が同時に他の障害年金の加給の原因となる扶養親族であるときは、同項の規定にかかわらず、その者は、厚生大臣の定めるところにより、これらの障害年金のうちいずれか一の障害年金の加給の原因となる扶養親族とする。

4 障害年金の支給を受ける者につき、新たに加給すべき扶養親族があるに至つた場合又は加給の原因となつた扶養親族がなくなり、若しくはその数が減するに至つた場合における当該扶養親族に係る障害年金の額の改定は、当該事由の生じた日の属する月の翌月から行なう。

5 第一項の場合において、特別項症、第一項症又は第二項症に係る障害年金の支給を受ける者は三万六千円を同項の年金額に加給する。

6 準軍属であつた者に支給する障害年金の額は、次の表のとおりとする。

不具廃疾の程度	年	金 額
特別項症	第一項症の年金額に二二三、六四〇円以内の額を加えた額	
第一項症		三〇五、二〇〇円
第二項症		二四七、一〇〇円
第三項症		一九八、一〇〇円
第四項症		一四九、八〇〇円
第五項症		一一六、二〇〇円
第六項症		八八、二〇〇円
第一款症		八二、六〇〇円
第二款症		七六、三〇〇円
第三款症		五八、一〇〇円

7 第二項から第五項までの規定は、前項の障害年金の額について準用する。この場合において、第二項中「一万二千円」とあるのは「八千四百円」と、「七千二百円」とあるのは「五千四十円」

官報

目次

法律

○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(六六)

政令

○食品衛生法施行令の一部を改正する政令(一九一)

○戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令の一部を改正する政令(一九二)

○戦傷病者特別援護法施行令の一部を改正する政令(一九三)

○土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(一九四)

省令

○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令(法務三三三)

発行所
大蔵省印刷局
東京港区本町2丁目
郵便番号 107
電話 東京 582 4411(代)

定価
(配達料共)
1ヵ月 500円
本号1部 40円

付録
資料版
毎週水曜日発行

告示

○農林省の所掌に係る企業合理化促進法に基づく昭和四十四年度以降の農林水産企業合理化試験研究費補助金の交付に関する事務の一部委任に関する件(農林一〇五四)

○予算科目に係る補助金の交付に関する事務について昭和三十八年度分の補助金から委任した等の件の一部を改正する件(同一〇五五)

○鳥獣保護区を設定した件の一部を改正する件(同一〇五六)

○飼料を登録した件(同一〇五七、一〇五八)

○飼料の登録の有効期間を更新した件(同一〇五九、一〇六〇)

○甲種電気用品の型式を認可した件(通産三六五)

○船舶用内燃機関の品種の制限に係る共同行為について指示する件(通産・運輸五)

○昭和三十六年運輸省告示第二百四十一号に規定する海運局又はその支局の長の証明に関する手続の一部を改正する件(運輸一九五)

○隠岐空港について告示した事項に変更があつた件(運輸一九六)

○特定郵便局長を長とする郵便局設置の件(郵政五四一)

○検定に合格した無線機器の件(同五四二、五四三)

○無線局に関する件(同五四四)

○都市計画に関する件(建設三三四、三三四一)

○市町の廃置分合の件(自治二一四)

○市町の境界変更の件(同一一五、一一六)

○市町の境界変更の件(同一一七)

国会事項

衆議院
参議院

人事異動

総理府

叙位・叙勲

官庁報告

国家試験

第七回管理栄養士国家試験合格者(厚生省)
昭和四十四年度ガス主任技術者国家試験の合格者(通産公告三三三)

公聴会

ガス供給条例の変更の認可についての公聴会開催(通商産業省)

公共企業体事項

遠洋船舶通話取扱所開始の件(電電公示四四)

公告

財団関係
商号抹消
営業保証金取戻し関係
公示送達
裁判所押取物還付
相続関係
禁治産及び準禁治産関係
公示催告関係
失踪関係
破産関係
北海道公債償還
日本電信電話公社関係
阪神高速道路公園関係
船舶整備公団関係
厚生年金基金関係
防衛庁共済組合関係
日本税理士会連合会関係
会社その他
大阪市公債償還

六

六

五

二

一四

一三

一〇

七

六

二

一九

一九

一九

一八

一八

一六

一四

三

二八

二七

二六

二五

二三

三

三

三

と、「四千八百円」とあるのは「三千三百六十円」と、第五項中「三万六千円」とあるのは「二万五千二百円」と読み替へるものとする。

不具焼疾の程度	金	額
第一款症		四六三、〇〇〇円
第二款症		三八四、〇〇〇円
第三款症		三二九、〇〇〇円

9 準軍属であつた者に支給する障害一時金の額は、次の表のとおりとする。

不具焼疾の程度	金	額
第一款症		三二四、一〇〇円
第二款症		二六八、八〇〇円
第三款症		三三〇、三〇〇円

第二十三条第二項に次の一号を加える。

四 昭和十六年十二月八日以後に勤務（政令で定める勤務を除く）に因連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した第二十三条第一号に掲げる者又は同号に掲げる者であつたものの遺族（第一号に掲げる遺族を除く。）

第二十六条第一項中「五千円」を「七千円」に改め、同項第一号中「十一万一千円（六十五歳以上七十歳未満の者並びに六十五歳未満の配偶者及び子については十一万九千円、七十歳以上の者については十二万五千五百円とする。）」を「十三万五千円」に改め、同条第二項中「三千五百円」を「四千九百円」に改め、同項第一号中「七万七千七百円（六十五歳以上七十歳未満の者並びに六十五歳未満の配偶者及び子については八万三千三百円、七十歳以上の者については八万七千八百五十円とする。）」を「九万四千五百円」に改める。

第二十七条第一項中「第二項第二号及び第三号」を「第二項第二号から第四号まで」に改める。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）
 第二条 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第八号第一項本文中「九千二百五十円」を「一万一千二百五十円」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、前条の規定に該当する留守家族が、二人ある場合においては一万一千八百五十円とし、三人以上ある場合においては一万一千八百五十円にこれらの留守家族のうち二人を除いた者一人につき四百円を加えた額とする。

第八号第二項を削る。
 第十二条第一項中「第一項ただし書」を「ただし書」に改める。

第十六条第一項中「八千四百円」を「一万円」に改める。

（戦傷病者特別援護法の一部改正）
 第三条 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。
 第二条第二項に次の一号を加える。
 十二 旧防空法（昭和十二年法律第四十七号）

第六条ノ二第一項（旧関東州防空令（昭和十二年勅令第七百二十八号）及び旧南洋群島防空令（昭和十九年勅令第六十六号）においてよる場合を含む。）の指定を受けた者（第四号に掲げる者を除く。）業務による負傷又は疾病

第十八条第二項中「三千六百円」を「三千八百円」に改める。
 第十九条第一項中「八千四百円」を「一万円」に改める。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正）
 第四条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第二条の二に次の一項を加える。
 2 弔慰金を受ける権利を取得した者が前条第二項各号の一に該当し、かつ、昭和四十年四月一日に当該死亡した者の子がなかつた場合（当該死亡した者の子が同日において日本の国籍を有していなかつた場合又は離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了していた場合を含む。）であつて、同日において前項の規定により戦没者等の遺族とみなされる者がなかつたときは、遺族援護法第三十五条第一項に規定する父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で、同日において前項第一号又は第二号に該当しなかつたもの（同日から昭和四十四年九月三十日までの間に死亡した者を除く。）のうち、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。
 （戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）
 第五条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）の一部を次のように改正する。
 第二条第一項中「第一款症」の下に「から第三款まで」を加える。
 第四条第一項中「十万円」の下に「戦傷病者等で恩給法別表第一号表ノ三の第二款又は第三款に該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、五万円」を加える。
 （戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正）
 第六条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。
 第二条第一項中「権利を有する者」の下に「以下「遺族年金受給権者たる父母等」という。」を加え、同条の次に次の一条を加える。
 第二号の二 遺族年金受給権者たる父母等であつて、当該死亡した者の死亡の当時その死亡

した者以外の子又は孫のうちはその遺族年金受給権者たる父母等と氏を同じくする子又は孫がいなかつたもの(昭和四十二年四月一日から昭和四十四年九月三十日までの間に死亡した者を除く)は、当該死亡した者に係る遺族年金受給権がない場合に限る、被遺者の父母等とみなす。ただし、当該死亡した者の死亡の後同日までの間にその遺族年金受給権者たる父母等と氏を同じくする前条第一項ただし書に規定する子又は孫を有するに至つた者を除く。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第七條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「改正後の第二十六條の規定にかかわらず、なお、従前の例による」を「七千円(戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十四條第一項に規定する配偶者にあつては、一万二千円)とする」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第八條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

附則第十二條中「第二條第三項第一号」の下に「並びに第七條第三項及び第四項」を加え、「同法第七條」を「同条」に改める。

附則

第一條 この法律は、昭和四十四年十月一日から施行する。ただし、第二條中未帰還者留守家族等援護法第十六條第一項の改正規定、第三條中戦傷病者特別援護法第十八條第二項及び第十九條第一項の改正規定並びに附則第六條及び附則

第七條の規定は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第十六條第一項、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八條第二項及び第十九條第一項並びに附則第六條及び附則第七條第一項の規定は、昭和四十四年四月一日から適用する。

(遺族援護法の一部改正等に伴う経過措置)

第二條 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「遺族援護法」という)第二條第三項、第四條第四項第二号、第二十三條第二項、第三十四條及び第三十九條の二第一項第一号の

規定の改正並びに恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)による恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三の改正により障害年金、障害一時金、遺族給付金、弔慰金又は遺族一時金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月又は、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第七條第一項及び第二項 第三十六條第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項 第三十八條第三号	昭和二十七年四月一日	昭和四十四年十月一日
第七條第一項及び第二項 第三十九條の六第二項	同日	昭和四十四年十月一日
第七條第三項及び第四項 第十三條第二項 第二十三條第二項第三号 第二十五條第三項	昭和三十四年一月一日	昭和四十四年十月一日
第十一條第二号 第三十六條第一項第一号 第三十八條第二号	昭和二十七年三月三十一日	昭和四十四年九月三十日
第十一條第三号 第二十九條第一項第三号及び第四号	昭和三十三年十二月三十一日	昭和四十四年九月三十日
第十三條第一項	昭和二十七年四月一日	昭和四十四年十月一日
第十三條第二項 第三十條第三項	昭和三十四年一月一日	昭和四十四年十月一日
第二十五條第三項	昭和三十四年一月一日	昭和四十四年十月一日
第三十條第三項	同年同月一日	昭和四十四年十月一日
第三十六條第一項第二号	同年四月二日	昭和四十四年十月二日
第三十六條第二項 第三十八條第三号	昭和二十七年四月二日	昭和四十四年十月二日
第三十九條の四第二項	昭和三十九年十月一日	昭和四十四年十月一日
第三十九條の六	昭和三十九年十月一日	昭和四十四年十月一日

第三條 昭和四十四年九月三十日までに支給事由が生じた障害一時金の額については、この法律による改正後の遺族援護法第八條第八項及び第九項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四條 昭和四十四年十月分から同年十二月分までの遺族年金(死亡した者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ)及び子に支給すべきものを除く)の額を算出する場合において、当該月分に対応するそれぞれの月の末日における遺族年金を受けるときは、この法律による改正後の遺族援護法第二十六條第一号中「十三万五千元」とあるのは、「十二万七千元」と読み替へるものとする。

2 昭和四十四年十月分から同年十二月分までの遺族給付金(死亡した者の配偶者及び子に支給すべきものを除く)の額を算出する場合において、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における遺族給付金を受けるときは、この法律による改正後の遺族援護法第二十六條第二項第一号中「九万四千五百円」とあるのは、「八万八千九百円」と読み替へるものとする。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う経過措置)

第五條 昭和四十四年十月分から同年十二月分までの留守家族手当(未帰還者の配偶者及び子に支給すべきものを除く)の額を算出する場合において、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における留守家族手当を受けるときは、この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第八條中「一万一千二百五十円」とあるのは「一万五百九十円」と、「一万一千八百五十円」と

とあるのは、「一万一千九百九十円」と読み替えるものとする。

第六條 昭和四十四年三月三十一日までに支給事由が生じた療養料の額については、この法律による改正後の未届冠者留守家族等援護法第十六條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第七條 昭和四十四年三月三十一日までに支給事由が生じた療養料の額については、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十九條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第八條 この法律による戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第二條の二の規定の改正により特別弔慰金を受ける権利を有するに至つた者に支給する同法第五條第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十四年十月一日とする。

第九條 この法律による戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二條第一項及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律附則第十二條の規定の改正により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者に因し、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法を適用する場合においては、同法第三條第一項第一号、

第三号及び第四号中「昭和四十一年四月一日」とあるのは、「昭和四十四年十月一日」とする。

第十條 この法律による戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の改正により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に支給する同法第五條第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十四年十月一日とする。

第十一條 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に關する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「援護法第三十四條第二項ただし書」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第六十一号)による改正前の援護法第三十四條第二項ただし書」に改める。

大蔵大臣 福田 赳夫
厚生大臣 齋藤 昇
内閣総理大臣 佐藤 榮作

政 令

食品衛生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽
昭和四十四年七月十五日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

政令第九十一号

食品衛生法施行令の一部を改正する政令
内閣は、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十四條第二項、第十九條第三項、第十九條の二第一項、第二十條及び第二十九條の二の規定に基づき、この政令を制定する。

食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第一條中「行方」を「行方」に改め、同條各号を次のように改める。
一 厚生大臣が行なうもの
二 タール色素
三 希釈過酸化ベンゾイル
四 サツカリナトリウム及びその製剤
五 タール色素の製剤
六 硫酸カルシウム及びその製剤(硫酸カルシウム五パーセント以下を含有するものを除く)。

第三條中「左の」を「次の」に、「行方」を「行なわせる」に改め、同條の表中「及び第十九号から第二十八号まで」を「第十六号、第十九号から第二十八号まで及び第三十号」に改め、並びに添加物の製造業及び販売業」を削り、「第十六号から第十八号まで」を「第十七号及び第十八号」に改め、「食品」の下に「又は添加物」を加える。

第四條の二中「及び化学的合成品たる添加物」を「魚肉ハム、魚肉ソーセージ、食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるものに限る)、マーガリン、ショートニング及び添加物(法第七條第一項の規定により規格が定められたものに限る。)」に改める。

第五條第一号中「仕出し屋」の下に「弁当屋」を加え、同條第十六号を次のように改める。
十六 乳酸菌飲料製造業

第五條第十九号及び第二十号を次のように改める。

十九 食用油脂製造業
二十 マーガリン又はショートニング製造業
第五條第二十八号を次のように改める。
二十八 そうざい製造業(通常調食物として供される食物(つくいだ煮を含む)、焼物(いため物を含む)、揚げ物、蒸し物、酢の物又はあえ物を製造する営業をいい、第十号、第十三号又は第二十五号に該当する営業を除く)。

第五條に次の一号を加える。
三十 添加物製造業(法第七條第一項の規定により規格が定められた添加物を製造する営業をいう)。

第八條(見出しを含む)中「但書」を「ただし書」に、「同條第三号」を「並びに同條第三号」に、「第十七号まで、第十九号から第二十七号まで及び第二十九号」を「第十五号まで、第十七号及び第十九号から第三十号まで」に改める。

附則
1 この政令は、昭和四十五年一月一日から施行する。ただし、第四條の二の改正規定は、同年四月一日から施行する。
2 この政令の施行前の製造に係るサツカリナトリウムの製剤であつてサツカリナトリウムを主要成分としないもの及びタール色素の製剤であつてタール色素を主要成分としないものは、改正後の第一條第二号の規定にかかわらず、昭和四十五年六月三十日までは、食品衛生法第十四條第一項の規定による製品検査を行なうべき添加物としない。

3 地方公共団体手数料令(昭和三十年政令第三百三十号)の一部を次のように改正する。
第一條第一項第三十九号中「タール色素を主要成分とする製剤」を「タール色素の製剤」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三十九の二 食品衛生法第十四條及び食品衛生法施行令第一條第二号の規定に基づく希釈過酸化ベンゾイル又はサツカリナトリウムの製品検査
染料
第一條第一項第五十八号中「氷雪採取業」を「乳酸菌飲料製造業」に、「氷雪採取業許可申請手数料二千円」を「乳酸菌飲料製造業許可申請手数料千五百円」に改め、同項第六十一号中「煮豆又はつくいだ煮製造業」を「食用油脂製造業」に、「煮豆又はつくいだ煮製造業許可申請手数料」を「食用油脂製造業許可申請手数料」に改め、同項第六十二号中「マーガリン製造業」を「マーガリン又はショートニング製造業」に、「マーガリン製造業許可申請手数料」を「マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料」に改め、同項第七十号中「乳酸菌飲料製造業」を「そうざい製造業」

昭和四十五年六月二十五日 日刊(日曜休日休刊)

官報

目次

発行所
大蔵省印刷局
東京区本町2番地
郵便番号 107
電話 東京 567 44(1)代

定 価
1ヵ月 500円
本号1部 40円

付 録
交 付 費
郵 料 別 記 行

政 令

○工業技術院設備法施行令の一部を改正する政令(一九六)

省 令

○道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令(運輸五三)

訓 令

○内閣及び総理府所管国有財産取扱規則の一部を改正する訓令(総理四)

告 示

○昭和四十五年度学校図書司考教諭講習実施要項を定める件(文部二三八)

○旧長崎医科大学付属医院産婆看護婦養成所等原簿被導生徒選抜特別支出金支給要綱を定める件(同二三九)

○租糖の平均輸入価格を定めた件(農林八七九)

○肥料の登録の有効期間を更新した件(同八八〇)

○鉱山保安確保事業費補助金交付規則の一部を改正する規則を定めた件(通産二五八)

○計量器の型式を承認した件(同二五九)

○昭和四十六年度における航空大学校の入学出願手続及び入学試験実施に関する件(運輸一七六)

○自動車の型式についての指定を取り消した件(同二七七)

○自動車又は原動機付自転車の保安装置の型式について認定した件(同二七八)

○航路標識に関する件(海と保安庁九四、九五)

○小型記念通信日附印使用の件(郵政五五七)

○簡易郵便局設置の件(同五五八)

○外国あて通常郵便物の送達等に関し外国郵政庁で定める主な条件の一部を改正する件(同五六〇)

○外国あて小包郵便物の送達等に関し外国郵政庁で定める主な条件の一部を改正する件(同五六一)

○町を市にする処分の件(自治一一二一一一六)

人事異動

内閣

海上保安庁

最高裁判所

長野県

叙位・叙勲

皇室事項

官庁報告

官庁事項

神戸應外科検査所の名称及び位置変更(農林省)

労働

労働行の通知の公表について(労働省)

国家試験

第三十九回保健師国家試験の施行(厚生省)

第三十六回助産師国家試験の施行(同)

第四十回看護婦国家試験の施行(同)

公聴会

百貨店売店補床面積増加許可申請に関する公示(百貨店業協会公示五四)

資料

閣議決定事項

公共企業体事項

連絡運輸規則の一部改正(国鉄二四九)

小口運搬車扱貨物運送規則一部改正(同二五〇)

公 告

財務関係
土地改良事業関係
公示送達関係
相続関係
横濱港及び豊前港関係
公示催告関係
失踪関係
破産関係
免職(大阪市)
日本住宅公団関係
日本銀行関係
厚生年金基金関係
会社その他
国勢調査ポスター圖案および標識の入選者

別表II

昭和45年度学校図書館司書教諭講習申込書

(日本工務規格B5)

A	氏名 生年月日・性別	年 月 日 生 男 女	本 籍	現 住 所	方
	勤務先名・電話	電 話	勤 務 先 所 在 地		
	教育職員免許状 種別および取得 年月日	年 月 日 年 月 日 年 月 日	最 終 学 歴 お よ び 卒 業 (修 了) 年 月 日	大 学	学 部 学 科
	受講を希望する 科 目 名	すでに修得した相当科目 および単位数とそれを修 得した年度および大学名		年 月 日 卒業(修了)	宿 泊 希 望 有(日) 無
B 上記のとおり申し込みます					
昭和 年 月 日					
氏 名 處					
B 上記の者は、管下 立 学校教諭(常勤講師)として昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで 年 月 間良好な成績で司書教諭に相当する職務に従事したことを証明する。					
期 昭和45年 月 日 所轄庁 區					

備考 2年以上、もしくは4年以上、司書教諭に相当する職務に従事した者で、その間の勤務校が2以上におたる場合には、学校ごとに所轄庁の証明を受けること。

なお、所轄庁が異なる場合は、別々のB欄の様式で証明を受けること。

○文部省告示第百三十九号
旧長崎医科大学附属病院産婆看護婦養成所等産婆被爆生徒遺族特別支出金は、次に定めるところにより支給する。

昭和四十五年六月二十五日 文部大臣 坂田 道太

一 支給対象
旧長崎医科大学附属病院産婆看護婦養成所等産婆被爆生徒遺族特別支出金支給要綱

特別支出金は、旧長崎医科大学附属病院の産婆看護婦養成所および厚生女子部の生徒であつて、旧長崎医科大学附属病院長の指揮を受ける看護班に属し、医療救護活動に常時従事する態勢にあつて、昭和二十年八月九日、同大学において原子爆弾に被爆したことにより、死亡した者(以下「被爆生徒」という)の遺族に支給する。

二 特別支出金の額
特別支出金の額は、被爆生徒一人につき七万円とする。

三 遺族の範囲および順位
特別支出金の支給を受けることのできる遺族の範囲は、次の表に掲げる被爆生徒の死亡の当時の親族とする。

一 配偶者	1 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。 2 この表の入に掲げる者を除く。
二 子	この表の六に掲げる者を除く。
三 父母	
四 祖父母	
五 兄弟姉妹	この表の七に掲げる者を除く。
六 昭和四十五年六月二十五日において、この表に掲げる遺族以外の者の養子となつてゐる子	
七 昭和四十五年六月二十五日において、この表に掲げる遺族以外の者の養子となつてゐる兄弟姉妹	
八 被爆生徒の死亡の日以後昭和四十五年六月二十四日以前において、この表に掲げる遺族以外の者の養子となつた者は遺族以外の者と婚姻をした配偶者	婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。
九 その他の他の三親等内の親族	被爆生徒の祭祀を行なつてゐる者に限る。

四 特別支出金の支給を受けるべき遺族の順位は、(一)の表に掲げる遺族の順位とする。この場合、養父母については養父母・養父母の養父母の順とする。

五 被爆生徒の死亡の日以後昭和四十五年六月二十四日以前に、婚姻により被爆生徒との親族関係が終了した者

六 昭和四十五年六月二十五日において、その執行を終らないうちは執行を受けることがなくなるまでの者(別当執行猶子の首渡しを受けた者を除く)

七 特別支出金の支給を受けるべき遺族の順位は、(一)の表に掲げる遺族の順位とする。この場合、養父母については養父母・養父母の養父母の順とする。

四 特別支出金の支給を受けるべき順位にある遺族が、昭和四十五年六月二十五日において生死不明であり、かつ、その日以後引き続き昭和四十五年十二月二十四日までの間生死不明の場合において、他に同順位者がいないときは、次順位者の申立により、当該次順位者（当該次順位者と同順位に他の遺族があるときは、そのすべての同順位者）を特別支出金の支給を受けるべき順位にある遺族とみなす。

特別支出金の支給を受けるべき順位にある遺族が、昭和四十五年六月二十五日以後に四の申請を行なつた場合において、他に同順位者がいないときは、次順位者の申立により、当該次順位者（当該次順位者と同順位に他の遺族があるときは、そのすべての同順位者）を特別支出金の支給を受けるべき順位にある遺族とみなす。

特別支出金の支給の申請

一 申請書
別記様式第一号による。

二 先順位者がいないことの申立書
別記様式第二号による。

三 戸籍の謄本または抄本
戸籍の謄本または抄本は、次の点を明らかにするものでなければならぬ。
1 被爆生徒の死亡の当時の当該被爆生徒と申請者との身分関係
2 被爆生徒の死亡の日以後における申請者の身分の異動
3 申請者よりも先順位者がいないこと

四 その他の書類
1 申請者が三のイの表の九に掲げる者である場合には、被爆生徒の葬送を行つてゐることを認めることができる書類（僧侶等の証明書）
2 申請者が、被爆生徒の死亡の当時、届出をしていないが婚姻関係と同様の場合にあつた者である場合には、その事情を認めることができる書類（本人の申立書および知人等の証明書）
3 同順位者が二人以上ある場合には、申請者に対して特別支出金の支給の申請および受給に関する一切の権限を委任する旨の記載ある書類（別記様式第三号による）

五 三のイの表または四のイにより、先順位者の生死不明または死亡につき次順位者が申請する場合には、三の書類のほか、次の表に掲げる書類を提出するものとする。

一 順位変更申立書	別記様式第四号による。
二 その他の書類	1 三のイによる場合には、先順位者が昭和四十五年六月二十五日において生死不明であり、その日以後引き続き昭和四十五年十二月二十四日まで生死不明であつたことを認めることができる書類 2 三のイによる場合には、先順位者が死亡したことを認めることができる戸籍の謄本または抄本

五 支給の打ち切り
特別支出金の支給を受けるべき順位にある遺族が四のイに定める期間内に申請しなかつた場合には、特別支出金を支給しない。ただし、文部大臣が昭和四十六年三月三十一日までの間において事情やむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

六 同順位の遺族が二人以上ある場合の取扱
特別支出金の支給を受けるべき順位にある遺族が二人以上ある場合には、その一人のした申請は全員のためにした申請とみなし、その一人に対する支給は、全員のために支給したものとみなす。

（様式第一号）

受 付 昭和 年 月 日
名 簿 番号

旧長崎医科大学附属病院救急看護婦養成所等
救急看護生徒遺族特別支出金申請書

氏 名	生 年 月 日	給 養 時 間 の 末 梢	遺 葬 時 の 所 属	死 亡 年 月 日	所 属 者 遺 族 申 請
(ふりがた) 氏 名					
生 年 月 日					
給 養 時 間 の 末 梢		(ふりがた) 氏 姓			氏 名 変更理由
遺 葬 時 の 所 属		被爆生徒との関係			
死 亡 年 月 日					
所 属 者 遺 族 申 請					
遺 葬 時 の 所 属					
死 亡 年 月 日					
所 属 者 遺 族 申 請					
遺 葬 時 の 所 属					
死 亡 年 月 日					
所 属 者 遺 族 申 請					

上記により特別支出金の支給を申請します。

文部大臣 殿

申請者氏名

昭和 年 月 日

（注） 被爆生徒の死亡の日が、昭和39年8月10日以後であつた場合には、その死亡の場所および状況を原則に記載した説明書を添付すること。

昭和二十五年三月三十一日 日刊(日曜休、日休刊)
第三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)

官報

大蔵省印刷局発行

目次

法律

○ 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(五一)

政令

○ 外務省組織令の一部を改正する政令(一七〇)

○ 沿岸漁場整備開発発法第六条第一項の基本方針に関する政令(一七一)

省令

○ 沿岸漁場整備開発発法施行規則(農林二五)

告示

○ 海上自衛隊の使用する船舶の信号符字の付与を取り消した件(防衛庁九三)

○ 自動車排気ガスの量の許容限度の一部を改正する件(環境庁四〇)

○ 日本国籍を離脱した件(法務一三六)

○ 国債整理基金特別会計法第五条の規定により発行する国債の発行条件等を定めた件(大蔵六八)

- 昭和四十九年度高等学校教員資格認定試験を実施する件(文部七七)
- 昭和四十九年度特殊教育教員資格認定試験を実施する件(同七八)
- 原子爆弾被害者の医療等に関する法律の規定に基づく指定医療機関に関する件(厚生一四八)
- 保母を養成する学校に関する件(同一四九、一五〇)
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第七条第一項第一号の講習会を指定した件(同一五一)
- 中央卸売市場において卸売の業務を行う者を許可した件(農林四一八)
- 電気事業法の規定に基づき調査区域の増加を認可した件(通産一八六)
- 運輸審議会の答申があつた件(運輸一七七、一七九)
- 自動車重量税印紙を売りさばく郵便局を指定する件の一部を改正する件(郵政三一四)
- 風景入道信日付印を使用する等の件(同三一五、三一六)
- 外国郵便為替等に適用する外国貨幣換算割合の件の別表を改正する件(同三一七)
- 砂防法第二条の土地を指定する件(建設七五六、七五七)
- 政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨(昭和四十八年上期の追加分)を公表する件(自治一〇二)
- 中央選挙管理委員会長が互選された件(中央選挙管理会一)

- 委員長に事故がある場合における委員長の職務を代理すべき者を定めた件(同一)
- 人事異動**
- 皇室事項**
- 官庁報告**
- 官庁事項**
- 胎内川ダム関係地区禁止地域指定請求に関する件(公普等調整委公示二二)
- 大規模小売店舗に関する公示(通商産業省)
- 労働**
- 争議行為の通知の公表について(労働省)
- 公聴会**
- 植物防疫法施行規則の改正等に関する公聴会開催に関する公示(農林省)
- ガス供給規程の変更及び設定並びにガス供給条例の変更の認可についての公聴会の開催(通商産業省)
- ガス供給規程及びガス供給条例の変更の認可についての公聴会の開催(同)
- 公共企業体事項**
- 特殊船舶通話取扱所開始の件(電電公示九〇)
- 機器を型式検査合格機器に指定した件(同九一)

- 公 告**
- 官庁(財団・証券無効関係)
- 裁判所(相続・禁治産・準禁治産・公示債)
- 告・失除・除権判決・破産関係)
- 公共企業体等(厚生年金関係)
- 会社その他
- 一八
- 一九
- 二〇

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

〇戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（法律第五十一号）（厚生省）

一 戦傷病者戦没者遺族等援護法関係
 1 障害年金、障害一時金及び扶養親族加給の額並びに遺族年金及び遺族給与金の額を昭和四十九年一〇月分から次のとおり引き上げることとした。（第八条及び第二六条関係）

障害年金（第一項起）	改正後	改正前
扶養親族加給配偶者	（月額）一、五八八、〇〇〇円	（月額）一、三八三、〇〇〇円
その他二人まで一人につき	四二、〇〇〇	二八、八〇〇
先順位者に係る遺族年金及び遺族給与金	三六六、六〇〇	九、六〇〇
後順位者に係る遺族年金及び遺族給与金	（月額）三〇、五五〇円	（月額）二四、六七〇円
	一一、〇〇〇	九、六〇〇

2 準軍属に支給する形慰金及び遺族一時金の額を軍人軍属に支給する形慰金及び遺族一時金の額と同額に引き上げることとした。（第三七条及び第三九条の五関係）

改正後
 甲 慰金 五〇、〇〇〇円
 遺族一時金 三〇、〇〇〇円
 改正前
 甲 慰金 七〇、〇〇〇円
 遺族一時金 三〇、〇〇〇円

3 旧防空法第六條第一項又は第二項の規定により防空の実施に従事した者を準軍属として処遇することとした。（第二二条関係）

二 未帰還者留守家族等援護法関係
 1 未帰還者の留守家族に支給する留守家族手当の月額を、遺族年金の増額に準じて引き上げ、昭和四十九年一〇月分から三〇、五五〇円（改正前二四、六七〇円）等とすることとした。（第八条関係）

2 葬祭料の額を一六、〇〇〇円を二二、〇〇〇円に増額することとした。（第一六条関係）

三 戦傷病者特別援護法関係
 1 次に掲げる者を戦傷病者として処遇することとした。（第二二条及び第四二条関係）

（一）旧防空法第六條第一項又は第二項の規定により防空の実施に従事した者のうち、業務上傷病にかかり、現に第五款並以上の障害があるもの
 （二）軍人又は準軍人であつた者のうち、公務上負傷し又は疾病にかかり、現に第三目症又は第四目症の障害があるもの

2 長期入院患者に支給する療養手当の月額六、三〇〇円を八、〇〇〇円に増額することとした。（第一八条関係）

3 葬祭料の額一六、〇〇〇円を二二、〇〇〇円に増額することとした。（第一九条関係）

四 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法関係
 1 昭和四十八年遺族援護法の改正（日華事変間の本邦等における軍属等の勤務関連傷病による死亡）により遺族年金又は遺族給与金を受け得る権利を有するに至つた戦没者等の妻に特別給付金を支給することとした。（附則第一一項及び第一二項関係）
 2 満洲事変以後日華事変前に公務上の傷病にかかり、これにより死亡した軍人の妻であつたことにより公務扶助料又は遺族年金を受ける権利を有する者に特別給付金を支給することとした。（附則第一三項関係）

五 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法関係
 昭和四十八年遺族援護法の改正（日華事変間の本邦等における軍属等の勤務関連傷病による障害）による障害年金等を受けている戦傷病者等の妻に特別給付金を支給することとした。（附則第一四項と第一六項関係）

六 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法関係
 1 昭和四十八年遺族援護法の改正（日華事変間の本邦等における軍属等の勤務関連傷病による死亡）により遺族年金又は遺族給与金を受け得る権利を有するに至つた戦没者の父母又は祖父母に特別給付金を支給することとした。（附則第一四項と第一六項関係）
 2 満洲事変以後日華事変前に公務上の傷病にかかり、これにより死亡した軍人の父母又は祖父母であつたことにより公務扶助料又は遺族年金を受ける権利を有する者に特別給付金を支給することとした。（附則第一七項及び第一八項関係）

〇外務省組織令の一部を改正する政令（政令第一七〇号）（外務省）
 1 中近東アフリカ局に書記官一人を置くこととした。（第二二条の六関係）
 2 経済局の分課を改め、関係各課の所掌事務を整理すること。（第二二条及び第二三条関係）

〇沿岸漁場整備開発法第六條第一項の基本方針に関する政令（政令第一七一号）（農林省）
 都道府県は、特定水産動物育成基本方針を定める場合には、当該都道府県の区域に属する水面における沿岸漁業に係る漁業事情、当該水面の利用の状況並びに水産動物の種苗の生産施設の整備及び生産技術の開発の状況並びにこれらに関するおむね五年後の見通しに基づいて行うこととし、これを変更する場合も同様とすることとした。

法律

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律をここに公布する。

署名 御 璽

昭和四十九年五月二十日

内閣総理大臣 田中 角榮

法律第五十一号

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第一章 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第七号中「第六条ノ二第一項一を第六条第一項若しくは第二項」に、「指定を受けた者」を一規定により防空の実施に従事中の者又は旧防空法第六条ノ二第一項（旧國東州防空令及び旧府洋群島防空令においてよる場合を含む）の指定を受けた者」に改める。

第七条第三項及び第四項中「間」を「間」に、「内において」を「内」に改める。

第八条第一項の表を次のように改める。

不具庶族の程度	年 金	額
特別項症	第一項定の年金額に、一、一〇〇円以内の額を加えた額	
第一項症	一、五八八、〇〇〇円	
第二項症	一、二八六、〇〇〇円	
第三項症	一、〇三三、〇〇〇円	
第四項症	七七八、〇〇〇円	
第五項症	六〇三、〇〇〇円	
第六項症	四六一、〇〇〇円	
第一級症	四二九、〇〇〇円	
第二級症	三九七、〇〇〇円	
第三級症	三〇二、〇〇〇円	

第四款症	二三八、〇〇〇円
第五款症	二〇六、〇〇〇円

第八款第二項中「二万八千八百円」を「四万二千円」に、「九千六百円」を「一万二千円」に、「一万九千二百円」を「二万四千円」に改め、同条第三項中「二万八千八百円」を「四万二千円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金 額
第一款症	一、六八九、〇〇〇円
第二款症	一、四〇一、〇〇〇円
第三款症	一、二〇一、〇〇〇円
第四款症	九八八、〇〇〇円
第五款症	七九二、〇〇〇円

第二十六款第一項中「九千六百円」を「二万二千円」に改め、同項第一号中「二十九万六千六百円」を「三十六万六千六百円」に改める。
第三十二款第三項第一号中「九千六百円」を「一万二千円」に改め、同項第二号及び第三号中「七千二百円」を「九千円」に改める。
第三十七款第一項中「第三十四款第三項の規定の適用により支給する弔慰金にあつては、一人につき三万円」を削る。

第三十九款の五中、第三十九款の二第一項第一号及び第二号に掲げる遺族に支給する遺族一時金にあつては、及び「とし、同項第三号に掲げる遺族に支給する遺族一時金にあつては七万円」を削る。
(未婚遺族者留守家族等援護法の一部改正)

第二條 未婚遺族者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第八款中「二万四千六百七十円」を「三万五千五百円」に、「二万五千四百七十円」を「三万一千五百五十円」に、「二万六千二百七十円」を「三万二千五百五十円」に改める。
第十六款第一項中「一万六千円」を「二万二千円」に、「但し」を「ただし」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正）

第三條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「九千六百円」を「一万二千円」に、「二万八千八百円」を「四万二千円」に改める。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第四條 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項を附則第十四項とし、附則第十項の次に次の三項を加える。

11 昭和四十八年三月三十一日以前に死亡した者の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）として、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十四号）による遺族援護法第二十三款第一項第四号又は第二項第四号の規定の改正により遺族年金又は遺族給付金を受ける権利を有するに至つた者は、第二條に規定する戦没者等の妻とみなす。

12 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四款第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十一月一日とする。

13 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和四十八年三月三十一日以前に死亡した者の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であつたことにより、昭和四十九年十月一日において第二條第一号又は第三号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、第三條第二項に規定する者とみなす。

（戦傷病者特別援護法の一部改正）

第五條 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項第十二号中「第六條ノ二第一項」を「第六條第一項若しくは第二項」に、「指定を受けた者」を「規定により防空の表徴に従事する者又は同法第六條ノ二第一項（旧関東州防空令及び旧南洋群島防空令においてよる場合を含む。）の指定を受けた者」に改める。
第四款第二項中「規定する第一目級又は第二目級に相当する」を「定める」に改める。
第十五款第三項中「審査委員会」の下に、「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）に定める国民健康保険診療審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関」を加え、「さかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第四項中「社会保険診療報酬支払基金」の下に、「国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者」を加える。
第十八款第二項中「六千三百円」を「八千円」に改める。
第十九款第一項中「行なり」を「行方」に、「一万六千円」を「二万二千円」に改める。
（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第六條 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

14 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第六十四号）による遺族援護法第七條の規定の改正により、遺族年金又は遺族給付金を受ける権利を有するに至つた者は、第二條に規定する戦没者等の妻とみなす。

15 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二條第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び第二條の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのはそれぞれ「昭和四十九年九月三十日」と、第三條第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは「昭和四十九年十月一日」とする。

16 第二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五款第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

17 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和四十八年三月三十一日以前に死亡した者の父母又は祖父であることにより、昭和四十九年十月一日において第二條第一項第一号又は第三号に掲げる給付を受ける権利を有する者（同日において同条第三項各号のいずれかに該当する者を含む。）であつて、当該死亡した者の死亡の後同年九月三十日までその間に規定する子又は孫を有するに至らなかつたもの（以下この項において「父母等」という。）は、第三條第五項に規定する者として、ただし、当該死亡した者の死亡の当時その死亡した者以外に子又は孫（当該死亡した者の死亡の当時その死亡した者以外に子も孫もいなかった父母等が同年十月一日においてない場合にあつては、父母等と氏を同じくする子又は孫とする。）がいた父母等については、この限りでない。

18 前項の場合には、第三條第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同

附則に次の五項を加える。

14 昭和四十八年三月三十一日以前に死亡した者の父母又は祖父として、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十四号）による遺族援護法第二十三款第一項第四号又は第二項第四号の規定の改正により遺族年金又は遺族給付金を受ける権利を有するに至つた者（同法第二十五款第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとするならば当該遺族年金又は遺族給付金を受けるべき者を含む。）は、第二條第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

15 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二條第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び第二條の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのはそれぞれ「昭和四十九年九月三十日」と、第三條第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは「昭和四十九年十月一日」とする。

16 第二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五款第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

17 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和四十八年三月三十一日以前に死亡した者の父母又は祖父であることにより、昭和四十九年十月一日において第二條第一項第一号又は第三号に掲げる給付を受ける権利を有する者（同日において同条第三項各号のいずれかに該当する者を含む。）であつて、当該死亡した者の死亡の後同年九月三十日までその間に規定する子又は孫を有するに至らなかつたもの（以下この項において「父母等」という。）は、第三條第五項に規定する者として、ただし、当該死亡した者の死亡の当時その死亡した者以外に子又は孫（当該死亡した者の死亡の当時その死亡した者以外に子も孫もいなかった父母等が同年十月一日においてない場合にあつては、父母等と氏を同じくする子又は孫とする。）がいた父母等については、この限りでない。

18 前項の場合には、第三條第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同

附則に次の五項を加える。

14 昭和四十八年三月三十一日以前に死亡した者の父母又は祖父として、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十四号）による遺族援護法第二十三款第一項第四号又は第二項第四号の規定の改正により遺族年金又は遺族給付金を受ける権利を有するに至つた者（同法第二十五款第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとするならば当該遺族年金又は遺族給付金を受けるべき者を含む。）は、第二條第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

15 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二條第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び第二條の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのはそれぞれ「昭和四十九年九月三十日」と、第三條第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは「昭和四十九年十月一日」とする。

16 第二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五款第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十九年十月一日とする。

17 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和四十八年三月三十一日以前に死亡した者の父母又は祖父であることにより、昭和四十九年十月一日において第二條第一項第一号又は第三号に掲げる給付を受ける権利を有する者（同日において同条第三項各号のいずれかに該当する者を含む。）であつて、当該死亡した者の死亡の後同年九月三十日までその間に規定する子又は孫を有するに至らなかつたもの（以下この項において「父母等」という。）は、第三條第五項に規定する者として、ただし、当該死亡した者の死亡の当時その死亡した者以外に子又は孫（当該死亡した者の死亡の当時その死亡した者以外に子も孫もいなかった父母等が同年十月一日においてない場合にあつては、父母等と氏を同じくする子又は孫とする。）がいた父母等については、この限りでない。

条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは、「昭和四十九年十月一日」と読み替へるものとする。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八條 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第八條第四項中「九千六百円」を「一万二千円」に、「七千二百円」を「九千円」に改める。

1 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。ただし、第二条中未帰還者留守家族等援護法第十六條第一項の改正規定、第五条中戦傷病者特別援護法第十八條第二項及び第十九條第

一項の改正規定並びに附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第十六條第一項の規定並びにこの法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八條第二項及び第十九條第一項の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

3 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法第二条第三項第七号の規定の改正により障害年金、障害一時金、遺族給付金、弔慰金又は遺族一時金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、この法律による改正後の同法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月には、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第七條第六項及び第七條第十三條第一項第二号、第二十三條第二項第三号、第二十五條第三項	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月一日
第七條第九項、第十三條第一項第三号	昭和四十六年十月一日	昭和四十九年十月一日
第十一條第三号	昭和三十三年十二月三十一日	昭和四十九年九月三十日
第十三條第一項第二号、第十三條第三項	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月
第十三條第一項第三号	昭和四十六年九月三十日	昭和四十九年九月三十日
第二十五條第三項	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月
第三十條第三項	昭和四十六年十月	昭和四十九年十月
第三十條第三項	昭和三十四年一月一日	昭和四十九年十月二日
第三十六條第一項第一号、第三十八條第二号	昭和二十七年三月三十一日	昭和四十九年九月三十日
第三十六條第一項第二号、第三十八條第三号	昭和二十七年四月一日	昭和四十九年十月一日
第三十六條第一項第二号	同年四月二日	昭和四十九年十月二日
第三十六條第二項、第三十八條第三号	昭和二十七年四月二日	昭和四十九年十月二日
第三十九條の四第二項	昭和四十五年十月	昭和四十九年十月

第三十九條の六
第三十九條の六第二項

同日

昭和四十五年十月一日
昭和四十九年十月一日

4 この法律による改正前の戦傷病者特別援護法第十八條第二項の規定に基づき昭和四十九年四月以降の分として支払われた振込手当は、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八條第二項の規定による振込手当の内払とみなす。

外務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

政令

御名 御璽

昭和四十九年五月二十日

内閣総理大臣 田中 角榮

改令第七十号

外務省組織令の一部を改正する政令
内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七條第六項及び第二十條第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

外務省組織令（昭和二十七年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。
第二十一條の六の見出しを「（外務参事官等）」に改め、同条中「外務参事官一人」を「外務参事官及び書記官それぞれ一人」に改める。

第二十二條中「國際貿易課」を「國際經濟第一國際經濟課」を「國際經濟第二國際經濟課」に改める。

第二十二條の二（見出しを含む）中「國際貿易課」を「國際經濟第一課」に改め、同条中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 地域的な経済統合体に対する通商政策の企画立案及び実施に關すること。

五 地域的な経済統合体との条約及び協定並びに地域的な経済統合の企画に關すること。

六 國際貿易及び地域的な経済統合に關する調査並びにこれに必要な統計及び資料の收集整理を行うこと。

第二十二條の三（見出しを含む）中「國際經濟課」を「國際經濟第二課」に改め、同条第三号ただし書中「經濟統合課」を「國際經濟第一課、資源課」に改める。

第二十二條の四を次のように改める。

（資源課）

第二十二條の四 資源課においては、次の事務をつかさどる。

一 資源に關する外交上の総合政策の企画立案に關すること。

二 資源に關する対外關係事務の調整に關すること。

三 資源に關する多数國間の条約及び協定並びに國際會議に關すること。

四 資源に關する國際機關との協力に關すること。

五 國際資源事情を調査し、並びにこれに必要な統計及び資料を取集整理すること。

第二十三條ただし書中「經濟統合課」を「國際經濟第一課、資源課」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

外務大臣臨時代理
内閣総理大臣 田中 角榮

沿岸漁場整備開発法第六條第一項の基本方針に關する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和四十九年五月二十日

内閣総理大臣 田中 角榮

改令第七十一号
沿岸漁場整備開発法第六條第一項の基本方針に關する政令

内閣は、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）第六條第一項（第七條第二項にお